

伸びゆく企業と車社会をつなぐ——。

令和7年2月1日発行
毎月1回1日発行 第59巻第2号 通巻689号

AARK

2025 February
Vol.689

2



公益社団法人 愛知県安全運転管理協議会

<https://www.1972-aakk.jp>
tel. 052-883-2110 fax. 052-883-3100



「わがまち」紹介!

～名古屋市中区・大須商店街～

★中区安全運転管理協議会



まねきねこ



万松寺の白龍

名古屋市中区には多くの観光スポットがあります。その一つ大須商店街は、現在の大須周辺に江戸時代に徳川宗春の許可を受けて芝居小屋や遊郭が建てられたことから始まりました。その後大正元年、寺の領地の解放を機にその他の小売や飲食の店が立



ち並び、商店街となりました。今では約二〇〇店舗が軒を連ね、個性あふれるファッションや雑貨、みたらし団子や台湾唐揚げといった食べ歩きグルメなど、多彩な商品が揃っています。秋葉原や大阪日本橋と並び電脳街としても知られており、また季節ごとにさまざまなイベントも催されることもあつて、若者や観光客を中心に週末には多くの人で賑わいます。

大須商店街の中には織田家の菩提寺として織田信長の父、信秀が建立した万松寺や、節分の豆まきで有名な大須観音など、多くの神社や寺院が今も点在し



万松寺

ています。そんな寺町の風情を残しつつ、年代も性別も国籍も問わない「ごちゃ混ぜ」の文化も併せ持つ、不思議な魅力がいっぱいの大須商店街にぜひ一度遊びに来てください。

●わがまち紹介	1	●地区協議会だより	8	●広報資料	11
●交通安全随想	2	●交通安全講話	8	●警察からのお知らせ	12
●贖いの日々	3	●安管事業所が関与する交通死亡事故状況	9	●KYT(危険予知トレーニング)、編集雑誌	13
●管理者登場	4	●今月の安全運転管理	10	●副安全運転管理者講習日程表	14
●年末の交通安全県民運動の実施結果	5				



交通安全

随想



交通評論家
矢橋 昇

規則の不徹底

昨年十二月初頭、自転車のながら運転や酒気帯び運転の厳罰化を定めた改正道交法の施行を伝える報道や街頭活動の様子を見て、考え込んでしまった。あたかも、まるで新しい規則が出来たかのような扱いがされているように感じたからである。

自転車「軽車両」という、れつきとした車両の一つであり、それに乗るのは、自動車などと同様の「運転」なのだというところは、とうの昔から、分かっていたことの筈だ。もちろん、車両の運転同様、ながら運転も飲酒運転も、これまでも許されていなかった。

変わったのは懲役に処せられることもあるといった罰則の新設、強化であり、自転車の運転や通行の仕方について、何かが変わった訳ではない。ところが、今回初めて、自転車の

ながら運転や酒気帯び運転が禁止になったかのような印象を受ける記事や報道が少なくなかったことに、改めて考えさせられてしまったのである。

自転車の危険な運転による事故が多発しているという実情を受けて今回の罰則強化の法律改定が為されたことは、時代の要請だろう。しかし、問題は、自転車の正しい運転の仕方が、未だに徹底できていないという、日本の交通社会の実情、あえて言えば、民度の低さにあることを忘れてはならないと思うのだ。

テレビのニュースの中で、街頭で町行く人たちに資料を配って、規則の改正を訴える学生さんらしき人達の活動ぶりが紹介されていた。苦勞様なことだと思う。

そんな彼らに批判めいたことは言いたくないが、彼らが訴える言葉の中に、「ながら運転の罰則が強化されました。気を付けてください」という表現を耳にして、また、考え込んでしまった。聞き方によっては「罰を受けることになるから、罰則がきびしくなったから違反しないように気を付けよ」とも取れる。やはり、何かが違うと感じない訳にはいかなないのである。

長年、交通安全の問題と取り組んできて、つくづく思うのは、残念ながらわが国では、交通ルールが十分に機能していないという現実である。

実である。

一番大きな問題は、交通ルールの内容そのものが、人々の間に十分に行き渡っていないことだろう。自転車の正しい乗り方の不徹底が、まさに、その代表である。長年、自転車を利用しているのに、正しい通行方法を理解できておらず、規則に反した乗り方がまかり通っている。ながら運転や酒気帯び運転以前の、自転車の通行方法や基本的な運転者としての義務などが、守られていないことが多いというのが実態ではないかと思うのだ。

つまり、基本的な交通規則が周知できておらず、無法な自転車利用がまかり通っているという問題の根本に目を向けることを忘れていたのでは、罰則だけを強化しても事態の改善は望めないのではないかと心配なのである。

その原因は、この分野の教育やしつけの不足にあることは、間違いないと思う。

公共の場である道路でどう振舞うかは、社会生活を行う上で、欠かせぬ配慮である筈だ。当然、幼少の頃から、親がしつけるべき不可欠な課題だろうし、学校教育の中での社会性育成や生活指導上のテーマであって然るべきだろう。

ところが、残念ながら、我が国では、その面の教育が充実しているとは言えない。欠落していると言ってもいい。交通事故防止のための注意喚起の言い聞かせ指導はあっても、交通社会の一員としての責任や道路での振舞い方、その基準としての交通ルールを身に付けてもらうための教育は行われていないに等しいのが実情である。これでは、規律正しい道路利用を望むべくもないだろう。

つまり、我が国では、多くの人たちが、自転

車の乗り方のみならず、道路でのあるべき振舞い方や、その基準としての道路利用上の約束事、つまり交通ルールが身に付いていない状態で、道路が利用されている…。これでは、規律正しい道路利用を望むべくもないだろう。

交通ルールを、きちんと勉強するのは、運転免許試験を受ける時が最初というのが、我が国の実情ではないだろうか。考えてみれば、こんなおかしなことはないだろう。それまでに何年もの間、歩いて、あるいは自転車で道路を利用してきた筈だ。その間、交通規則を知らないままで済ませてきて良い筈がない。その大切な部分が欠落しているのが、日本の交通社会の実態だということに、ぜひ気付いてほしいのである。

人々に良識があり、モラルが高ければ、規則で縛り付ける必要はない。ましてや、罰則を強化しなければ規律が保てないような世の中では寂しい。

特に、交通ルールと言うのは、人を縛り付けたら、罰を与えたりするための法律ではないと思う。交通ルールは、公共の場である道路を便利に安全に使うための社会生活上の約束事に他ならない。いわば道路の使用マニユアルである。社会の一員として、当然身に付けておくべき常識だと言っても良いだろう。その大切な常識を、しっかり身に付けるための仕組みが出来ていないのが問題なのだ。

この状況を改め、望ましい交通マナーや交通規則を周知徹底する為の教育や広報の在り方の見直しが必要だと思われる。改めて、交通安全教育の充実強化を、強く訴えたい。

あがな

贖いの日々

罪の重さ

K・H 10代 会社員

私は普段から車を走らせたり、洗車をすることを楽しみにしていました。そして車好きな先輩、後輩や友人らと夜中に集まり走りに行くのが日常でした。

そんな日々を送っていたある年の2月、仕事が夜の12時頃に終わり、2日間の休みが入りました。

そこで最近洗車をしていないので、後輩を誘い一緒にスタンドに向かいましたが、水道が凍結していて洗車ができませんでした。

そのまま帰るのもつまらないので、近くにいた後輩数人と合流して、いろんな所をただフラフラと走った後、最終的にはデパートに行くことになりました。

そこに向かう途中、私と後輩は国道でレースのような遊びを行い、速度は最高で時速200㎞近くは出ていました。

目的地の近くまで走ると前方にトラックが8台近く止まっているのが見えま

した。本当はそこでブレーキをかければ良かったのですが、私は、「後輩に負けたくない」「夜中だから反対車線から車も来ないだろう」などと全く根拠のない理由をつけ、アクセルを踏み続けました。

そしてナンバープレートが分からないようライトをすべて消し反対車線に出

ました。するとトラック数台を追い越した時に突然、トラックの間から被害者の車が右折して来ました。

私は急ブレーキを踏みましたが、止まりきれず被害者の車とぶつかり、その勢いで左右にハンドルが取られ、縁石や駐車中のトラックにもぶつかる大きな事故を起こしてしまいました。

事故後、すぐに被害者の車に向かい、車内を見渡しましたが誰も乗っていませんでした。そこで後輩たちに「相手の方はどこにいる」と聞いたところ、後輩の一人が「あそこに倒れています。マジでやばいです」と真つ青な顔で話したので、私は走って倒れている所に向かいました。

相手の方は、車から何mも離れたスパーの駐車場につつ伏せに倒れていましたが、一見して身体の損傷が激しいことが分かりました。

その後、警察の方や救急隊が到着し、事故の状況を救急車の中で説明するようになされました。

私が説明していると、救急隊の方が近くで「相手の方は即死です」と話しているのが聞こえました。それを聞いて私は「人を殺してしまった。もう何もかも終わりだ」と心の中で思いました。

警察の現場検証と取調べを受けた後、

父に来てもらい自宅へ時帰宅することになりました。

事件から裁判までの二年は、被害者の方の葬儀に参列し、別室で謝罪をさせていたただいたほか、被害者の保険会社を通じて謝罪の手紙を渡してもらいました。

また、私の勝手ではありますが現場に献花をして線香をあげるため、月に1、2度は事件現場に行くようになっています。

そして裁判の日が来て、自動車運転過失致死罪で懲役2年8か月の刑が言い渡されました。私が起こした罪の重さを考えれば当然の結果だと思います。

被害者の未来を奪い、御遺族に大きな悲しみ、苦しみを与えてしまいました。

その当時、被害者の方には中学3年生の息子さんがいました。その息子さんから、たった一人の母親を奪い、これからの成長を見せられないという残酷な事をしてしまいました。その事を考えれば、2年8か月という刑期は短いと思います。

この刑期を終えれば、私は普通の生活に戻ることが出来ますが、亡くなられた被害者や御遺族の方は、普通の生活に戻ることはできません。

市原刑務所の職員の方が、紙を使ってこんな話をしてくれました。

「ここに1枚紙があります。この紙は人の人生や心だとします。紙をグシャグシャに丸めてから元に戻すと1枚の紙に戻りますが、しわがついたままで、綺麗な元の状態には戻りません」つまり、一度受

けた傷は生癒えないということです。

その話を聞いて私は何も言葉が出ませんでした。そして改めて、自分が起こした事件の重大さを感じました。

私が起こした事件により様々な方に与えてしまった被害は、決して元の状態に戻ることはありません。それと同時に、謝罪や償いにも終わりはありません。

出所後、御遺族の方のお許しがいただけるなら手紙での謝罪が、直接お会いしての謝罪を行いたいと思っています。

この「贖いの日々」を読んだ方には「自分は大丈夫」などと他人事として考えないで欲しいのです。なぜなら、私自身がそのように考え、今に至っているからです。

どうか、現在ハンドルを握っている方は今度、自分の運転を見直すようにして下さい。そしてこれからハンドルを握る方は、交通ルールについて学んだ上で、周囲に守っていない人がいれば注意を呼び掛けて下さい。お願いします。

（注）（財）交通安全協会発行「贖いの日々」

— 交通事故はもうたくさん —
から転載したものです。

〈再掲〉



管理者 登場

(中区安全運転管理協議会)

株式会社名古屋三越

名古屋市中区栄三丁目5番1号



安全運転管理者
山田 義之 氏

●従業員数……………699名
●管理車両……………40台

◆会社概要

当社は昭和五十五年に株式会社オリエント中村百貨店より株式会社名古屋三越百貨店として開業。現在は栄店、星ヶ丘店、ラシックの三店舗を中心に運営している百貨店です。

◆交通安全への取組

①運転者登録

当社では業務で車両を使用する従業員については申請をしていただき、筆記試験(本免許学科試験相当)に合格しないと運転を許可しない制度となっています。また、プライベートでの運転機会が少ない従業員については、筆記試験とは別に、自動車学校での運転講習(実技)を実施し、二定以上の評価を得るまでは運転を許可しておりません。



②安全運転講習会の実施

運転登録者全員を対象として、年一回以上の安全運転講習会を実施しています。新型コロナウイルス流行以降は動画視聴を中心に実施しており、安全運転の意識向上を図っています。

また、特に運転する機会の多い外商部員については、自動車学校での講習(実技講習)を受講させ、運転技術の見直しを行っています。自動車学校のインストラクターによる採点とアドバイスによる気づきは、安全運転技術の向上に役立っています。

③事故・違反者への講習

加害事故(物損含む)を起こした従業員については、自動車学校での「事故違反者向け講習」を受講させています。受講内容には実技だけでは無く、適性検査を含むコースを選定、検査結果を知ることで運転を見直し安全運転に対する意識向上を促進し、再発防止を図っています。

④ドライブレコーダーの設置

当社では従業員の安全安心のため、二〇一五年より全車両にドライブレコーダーを装備しています。今後、車両の入替のタイミングでより高性能なド

ライブレコーダーへの交換も検討しており、従業員保護に努めています。

◆今後の取組

事故違反ゼロの達成には、従業員全員の意識向上と継続した取り組みが必要と認識しています。地元警察署さまとの連携や本誌(AAKK)を有効活用させていただき、一日でも長い無事故無違反の実現に取り組んでまいります。



女性の営業担当が増えてきたこともあり、小型車両を望む声が多いことから軽自動車の導入を推進。

2024
年

年末の交通安全県民運動の実施結果

12月1日(日)から12月10日(火)までの10日間、交通安全運動が行われました。
各地区から報告のあった実施結果の一部を紹介します。

運動重点

- 歩行者の交通事故防止と交通ルール遵守の徹底
- 運転者の安全運転意識の向上及び飲酒運転等の根絶
- 自転車・特定小型原動機付自転車利用時の交通ルール遵守とヘルメット着用の徹底

愛知県

大村知事らによる出発式



港

ライト・オン運動推進 出発式及びトラックパレードの実施



中村

地元高齢者を一日警察官に委嘱した啓発活動



千種

中日ドラゴンズ鯉飼航丞選手を一日警察署長に迎え、交通安全イベント



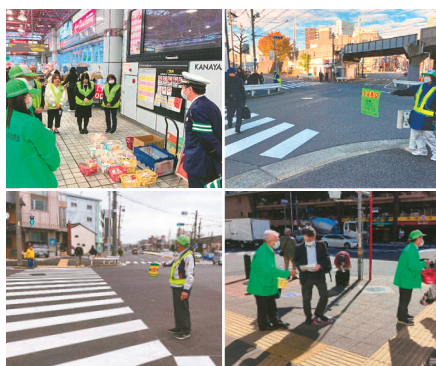
緑

飲酒運転大根絶作戦



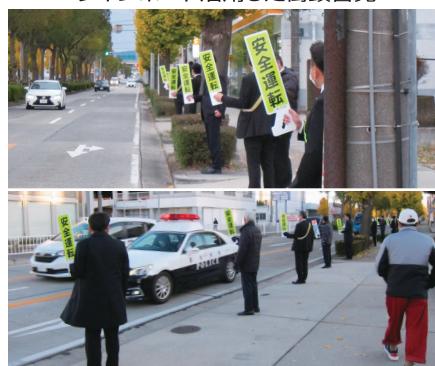
中

大有建設社員の皆さんによる街頭啓発活動



北

土田会長はじめ㈱平安閣社員の皆さんがサインボード活用した街頭啓発



守山

一日女性警察官広報キャンペーンとレクサス守山社員の皆さんらによる立哨活動



南

南警察署(南町奉行所)提灯の点灯式及び交通事故防止広報



西

書道家山内果奈さんを一日警察署長に迎え書道を交えた交通安全トークショー



● 年末の交通安全県民運動の実施結果

知 多

バレボール大同特殊鋼知多
レッドスター選手による交通安全啓発



津 島

ミス交通安全によるハーレーダビッドソン
啓発パレードと街頭啓発



小 牧

地域一体となった小牧市年末警戒出発式



常 滑

交通安全標語を募集し、優秀作品を表彰、
横断幕として掲示



蟹 江

タレントの沢井里奈さんを一日警察署長に
迎えて交通安全防犯トークイベント



江 南

(株)東海理化の女子ソフトボール部員を一日警察官に
迎え薄暮時の交通事故防止等と呼び掛け



刈 谷

バスケットボール高田真希選手を一日警察署長に
迎え高校生に対する交通安全講話と立哨活動



半 田

鈴木会長はじめ半田自動車工業(株)の
皆さんがサインボードを活用して街頭啓発



犬 山

反射材と真っ赤なヘルメットを身に着けた
「反射クロス」が、自転車の道路交通法改正を注意喚起



碧 南 高 浜

ミス交通安全による街頭キャンペーン



東 海

ハンドボール大同特殊鋼
Phenix TOKAI選手による交通安全啓発



一 宮

市長、会長らによる一宮駅前での街頭啓発



● 年末の交通安全県民運動の実施結果

豊 橋

豊橋湖西安全運転管理協議会交通安全
タスキ引継式と立哨活動



足 助

交通安全バレードと啓発品を配布して
交通事故防止を呼び掛け



安 城 知 立

反射材の有効活用を呼び掛けと「横断歩道では
ひょうたん(いったん)停止」「交通事故ゼロドーナツ」キャンペーン



豊 橋

ユタカ自動車学校での交通安全活動



設 楽

レストハウスとうえい前で交通安全キャンペーン



西 尾

西尾市役所前での「大監視」と大型商業施設での
「自転車スマホ・酒気帯び罰則強化」を周知



田 原

道の駅「田原めっくんはうす」における交通安全キャンペーンと
軽トラックを使用した運転能力の確認教室



新 城

道の駅もつくる新城においてハンドプレートや
のぼり旗を使用して交通安全を呼び掛け



岡 崎

年末の交通安全一斉パトロール出発式



高 速 隊

パリパラリンピック井谷 俊介選手を一日高速隊長に迎え、
ハイウェイ・セーフティ・サポーターを委嘱しての啓発活動



蒲 郡

蒲郡市役所にて、市長・署長をはじめ
市職員・地区役員の皆さんらによる出発式



豊 田

飲酒運転追放署名誓約活動と
会員事業所社員の皆さんによる立哨活動



地区協議会だより

千種



自動車学校と警察官による年末に向けた 飲酒根絶キャンペーン

千種安全運転管理協議会では、千種区安協、千種警察署と連携し、10月30日、年末の飲酒事故根絶対策として管内の星が丘自動車学校及び茶屋坂自動車学校の職員女性を一日警察官に任命し、飲酒防止チラシと「柿ようかん(ルールかき、飲酒運転は御用よう考えて)」を配布して飲酒運転撲滅を呼び掛けた。

一宮



飲酒運転撲滅キャンペーンとペースカー出発式

一宮安全運転管理協議会では、一宮小売酒販組合、一宮酒類行政連絡協議会等と連携し、11月15日、会員事業所の修文学院中学・高校において20歳未満飲酒厳禁、自転車を含め飲酒運転の撲滅を訴えた。また、11月26日には、一宮市等と連携し生活道路における速度抑制ペースカー出発式を開催した。例年、年末に向け交通事故が多発することから、事前に「ゆっくり走ろう」ラベルを作成し、式典当日は、釧正幼稚園児らがペースカーにラベルを張って、白バイ先導で市内パレードを実施した。

岡崎



交通安全パレード

岡崎地区安全運転管理連絡協議会では、岡崎市役所や岡崎警察署と連携して、11月26日、岡崎市体育館駐車場を出発及びゴール地点として、交通安全パレードを実施した。師走を迎え交通事故が増えることから岡崎商工会議所交通部、岡崎陸運協会、上地自動車学校、みそのマリア幼稚園、岡崎幸田セーフティレディら関係者約100名が参加し、地域全体の交通安全意識の高揚を図った。

豊橋



救急救命講習会

豊橋安全運転管理協議会では、11月27日、豊橋市中消防署救急救命講習会を受講した。車を運転中や作業中に突然遭遇しても迷わず正しい行動ができるように会員事業所から申出があった14名が受講したもので、消防署職員の指導により心肺蘇生の方法、AEDの使用法、止血方法、119番のかけ方などの指導を受け、講習終了証の交付を受けた。

交通安全講話

(株)マホリ

一宮



日 付：12月5日
参加者：社員約30名
講 師：永谷交通総務係長

北名古屋市役所

西枇杷島



日 付：10月11日
参加者：職員25名
講 師：近藤交通総務係長

交通死亡事故

安全運転管理者選任事業所従業員が関与する事故

令和
6年中



(件数(人数))

年	区 分	県 下	安全運転管理者選任事業所※		
			管理車両	マイカー	計
R6		139 (141)	6 (6)	31 (32)	37 (38)
R5		144 (145)	2 (2)	29 (29)	31 (31)
増 減		－5 (－4)	4 (4)	2 (3)	6 (7)

※安管事業所従業員が歩行中、自転車乗用中及び同乗中は除く。

安全運転管理者選任事業所の交通死亡事故の特徴

▼時間帯別

(件数)

年	区分	早 朝	朝	昼	前 夜	中 夜	深 夜
		A4～A6	A6～A9	A9～P6	P6～P10	P10～A0	A0～A4
R6		5	5	15	7	1	4
R5		5	1	11	6	4	4

▼運転者の年齢別

(人数)

年	年齢	R6	R5
16～19		2	
20～24		2	2
25～29		4	
30～34		4	
35～39		4	4
40～44		11	3
45～49			2
50～54		2	7
55～59		3	8
60～64			3
65以上		5	2
計		37	31

▼曜日別

(件数)

年	区分	日	月	火	水	木	金	土
R6		6	7	7	3	3	5	6
R5		4	1	4	5	3	9	5

▼事故類型別

(件数)

年	区分	歩行者横断	出合頭	車両単独	正面衝突	その他
R6		4	8	7	2	16
R5		8	5	3	1	14

▼運転者の使用目的別

(人数)

年	区分	勤務	出勤	帰宅	レジャー	訪問	飲食	送迎	買物	他
R6		6	6	10	7	2	3		1	2
R5		3	2	12	6	2	1	3	1	1

※複数の安管事業所従業員が関与する事故は、事故原因の過失割合が最も高い運転者を計上した。

「急」な操作 スリップ 一直線

①スリップ事故防止を指導する

- 冬道運転の基本を指導する
- 凍結しやすい場所を周知する

②西日による見落とし事故を防止する

- 西日での視界悪化対策を指導する



冬道運転の基本を指導する

冬道では、少しのミスが事故につながります。基本的な冬道走行のポイントを指導しておきましょう。

冬道での事故防止の基本は、スリップを起こさないことです。スリップすると車がコントロール不能になり、重大事故となる危険が高まります。

スリップの予防法として、急ハンドル、急ブレーキ、急加速といった「急」のつく運転操作をしないことにくわえて、スピードを抑えて慎重に走行することを指導しておきましょう。

また、冬道では停止距離が伸びることから、乾燥路と同程度の車間距離をとっているだけでは、前車に追突する危険があります。追従時は、意識して長い車間距離を確保することも併せて指導しましょう。

凍結しやすい場所を周知しておく

スリップ事故を防ぐポイントのひとつは、凍結しやすい場所を理解しておくことです。

凍結しやすい主な場所は次のとおりです。

- 日陰
- 橋の上
- トンネルの出入口
- 切通し

これらの場所は、他よりも気温が低いいため、路面が凍結しやすく大変危険です。

また、交差点は多くの車が停止発進を繰り返すためミラーバーン（タイヤに磨かれてツルツルになった路面）になりやすく、油断しているとスリップの危険があります。

こうした凍結・スリップしやすい場所を周知しておくとともに、その場所に差しかかったときは、早めかつ十分な減速をして、より慎重な運転をするよう指導しておきましょう。

西日による視界悪化の対策を指導する

冬は太陽の位置が低く、西日が眩しく感じる時間が長くなります。西日が目に入り視界が遮られると、信号や標識、歩行者等を見落とす危険が高まります。

JAFの実験によると、西日が当たらない状態では確認できた周囲の歩行者や対向車が、西日が当たる状態ではほとんど見えなくなるということです。

西日対策として、サンバイザーやサングラスを使用する、走行ルートを工夫するといった対策を指導しておきましょう。

また、歩行者にとつても西日はまぶしく、車を見落とす危険があるので、早めのライト点灯で、自車を目立たせましょう。

雪道の交通事故防止

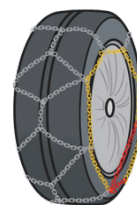
降雪時は視界が悪くなる上、窓ガラスが曇ったり、路面がすべりやすくなったりするなどの悪条件が重なり、交通事故の危険性が高まります。

悪天候で道路の状態が悪いときは、ラジオや道路管理者のホームページなどから、道路や交通状況を確認し、時間と心にゆとりを持った安全運転に心掛けましょう。



注 意 点

- ノーマルタイヤではなく冬用タイヤやチェーンを使用しましょう
- できる限り、車の通った跡を選んで走行しましょう
- 速度を落とし、車間距離を十分とって走行しましょう
- 急ハンドル・急アクセル・急ブレーキなどの「急」のつく運転はやめましょう



冬 道 の 危 険

■ スタック

タイヤが雪に埋まるなど、車が動けなくなる状態

■ ホワイトアウト

吹雪などの荒天で視界が遮られ、地面などの区別がつかなくなる現象

■ ブラックアイスバーン

路面が凍結していても黒くアスファルトの色に見えてしまう状態

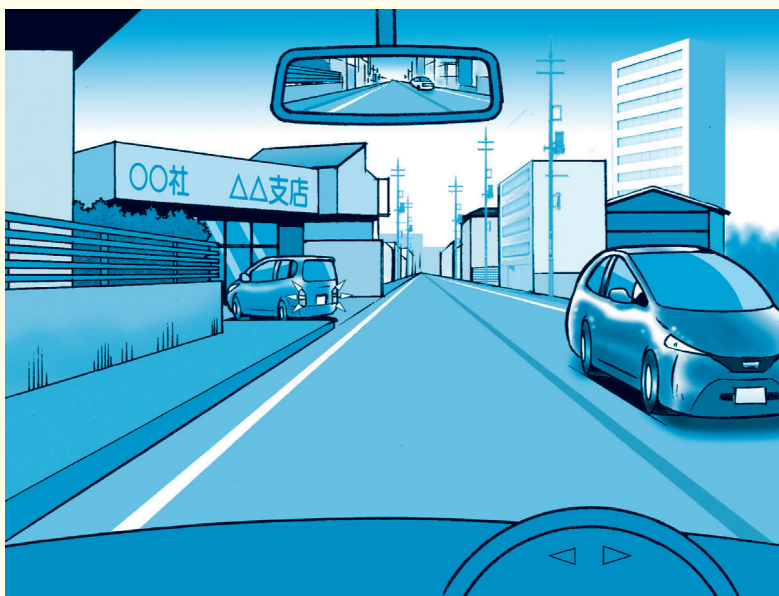


■ 交通事故防止のポイント!

冬道を走行する時は、降雪・凍結などの危険が多く潜んでいます。

普段以上に慎重な運転に心掛けましょう。

KYT(危険予知トレーニング)



- どのような危険が予測されますか？
- どのような運転をすれば安全ですか？

状況説明

片側1車線道路を通行しています。

前方には路外施設からバックで道路に出ようとしている車があります。

自車はこのまま直進したいのですが……。

ドライバーとして

- イラストを見て、この運転場面に潜む危険要因を挙げてください。
- この場面での安全な運転方法について考えてください。

同乗者として

ドライバーにどのようなアドバイスをすればいいでしょうか。考えてください。

回答例

危険予知ポイント

- ①バックしてきた車と衝突する。
- ②対向車とすれ違った直後に右側から横断してきた歩行者等と衝突する。

◇バックしている車の動静に注意を払う

- ・バック中の車は自車の接近に気づいていないことが考えられるため、「先に行ってしまう」と安易に考えていると、衝突する危険があります。
- ・バックしている車の動静に注意を払い、自車に気づいていない様子であれば、停止して道を譲りましょう。

◇対向車の通過後に右側から横断してくる歩行者を予測する

- ・対向車とすれ違った直後に右側から横断してきた歩行者に気づくのが遅れると、衝突するおそれがあります。
- ・この場面では、対向車に隠れた横断歩行者等を予測しておく必要があります。出退勤・通学時や夕方といった、人や車の行き来が増える時間帯はとくに注意しましょう。

編集雑記

～自転車とヘルメット その1～

2023年4月1日、すべての自転車利用者のヘルメット着用義務を定めた改正道路交通法が施行された。

さて、自転車のヘルメットについて、私たちはどのように考え、対応していくべきであろうか。

「法律で決まったのだから、従うべきだ」という意見に異論はないが、それだけで人の行動を変化させることはできない。それは、過去の安全運転指導「あれしろ、これしろ、事故するな」という一方的・強制的な方法に等しく、表面的な効果しか期待できない。

交通安全行動とは自分を守るものであり、強制されて仕方なく行うべきではなく、自発的・積極的に取り組むべきものである。その、自発的に自ら取り組むべき理由について、一方的な説明で理解を強制するのではなく、納得・共感できる説明をしなければならない。

「決まったから守れ、守らないから事故を起こしたのだ」という一方的な指導に、人・自転車利用者の行動を変化させる力はない。そんな指導に対しては、「ただの努力義務ではないか。罰則もないのだから、強制される必要はない」という反論が予想され、事故を減らすという答えは見つからない。

ならば罰則を設ければ解決するのか？ 解決とは、人の行動が変化し、事故が減ることである。過去、「ながら運転」の罰則が強化され、反則金・違反点数が3倍に強化されたが、一時的な効果に過ぎなかったことは明らかである。

罰則の強化、強制力だけでは人の行動、その背景にある価値観に変化を与え、行動を変化させ、事故を減らすことはできない。

そもそも法改正・ヘルメット着用義務化の趣旨として、「自転車利用者の事故被害は頭部に致命傷を負うことが多い」などと説明されている。つまり、事

故防止ではなく事故の軽減化、何よりも死亡事故の減少対策だということである。

死亡事故を減らす対策に異論を唱えるつもりはないが、それだけでは自転車利用者の理解は得られない。まして、自発的な行動の動機となる納得・共感とは得られない。

道路とは、人、自転車、自動車のすべてが同一平面を移動する。そして、交差・交錯することによって衝突し、交通事故になる。

つまり、衝突(事故)を回避するためには、互いに譲り合うことが必要である。そして、譲り合うために必要なことは、それぞれを互いに尊重することであり、第一に自動車、第二には自転車利用者が安全のための役割(義務と責任)について正しく理解し、それを実践することである。

自転車の利用に免許証は必要ない。免許証が不要であることで、自転車とは自由であることが許されていると勘違いする。

しかし、そんなはずはない。自動車が歩行者と自転車を優先させるように、自転車利用者は歩行者を優先させ、自動車への配慮を忘れてはならないという義務と責任が存在する。

権利とは、互いの権利を尊重することによって認められるものであり、義務とは、互いを守るために必要なもののことである。自転車とは、歩行者と自動車の中間にあって、その義務と責任を果たすことが求められている。

しかし、過去、これまで、自転車利用者に対して「ルールを守ろう」という一般的な指導・教育・広報が繰り返されてきただけではなかったか。今こそ本気になって、すべての人たちが、自転車の事故を減らすための対策、そのための指導・教育の在り方、手段・方法について考え、それぞれの立場から取り組むべき時代を迎えているはずである。

～ 以下、次号に続く ～

AAKK 小

副安全運転管理者法定講習 日程表

2月の副安全運転管理者法定講習会を、次のとおり実施します。

事前に法定講習通知が届きます。受講料として愛知県収入証紙を貼付した受講申請書を作成の上、副安全運転管理者が当日会場に持参し受講してください。

受講前には当協議会ホームページ(<https://www.1972-aakk.jp>)を確認してください。

2月

(各会場とも 受付開始 正午 講習開始 12時30分)

指 定 署	月 日	場 所
岡崎・西尾 	2月5日(水)	幸田町民会館 額田郡幸田町大字大草字丸山60番地
刈谷・碧南・安城	2月6日(木)	刈谷市総合文化センター 刈谷市若松町2丁目104番地
中	2月7日(金)	岡谷鋼機名古屋公会堂 名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番3号
半田・東海・知多 常滑・中部空港	2月14日(金)	武豊町民会館 知多郡武豊町字大門田11番地
一宮・西枇杷島・江南 犬山・稲沢・津島・蟹江	2月19日(水)	一宮市民会館 一宮市朝日2丁目5番1号
★南(全署)	2月26日(水)	Niterra日本特殊陶業市民会館・ビレッジホール 名古屋市中区金山一丁目5番1号

※各会場の駐車場は台数に制限がありますので、最寄りの公共交通機関等を利用してお出かけください。

★ 未受講者の方は、こちらで受講してください。

AAKK

February 2025 第59巻 第2号 通巻689号

愛知県警察本部交通部 協力

<https://www.1972-aakk.jp>

令和7年 2月 1日発行

編集発行人 ● 相羽 繁生

発 行 所 ● 公益財団法人愛知県安全運転管理協議会

〒466-8566 名古屋市昭和区円上町26番15号

TEL(052)883-2110 FAX(052)883-3100

制 作 ● ダイナパック株式会社

名古屋市中区錦三丁目14番15号

● 転載する場合は、事前に発行所へ連絡してください。 ● 内容についてのお問合せは発行所に連絡してください。